

令和6年第10回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年10月25日（金）
午後2時00分から午後3時35分
2. 開催場所 市役所本庁 3階議員控室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（17人）

会 長	1 番	葉山 諭						
会長代理	2 番	水嶋 政明						
委 員	4 番	中尾 正則	5 番	大串 英明	6 番	坂口 初男		
	8 番	梅山 清春	9 番	相川 浩一	10 番	葉山 静子		
	11 番	本山 光幸	12 番	安藤 卓巳	13 番	谷脇 文弘		
	14 番	山口用一郎	15 番	柿田 敏彦	16 番	前田 明代		
	17 番	中村 和也	18 番	松崎 常俊	19 番	林 辰造		
5. 欠席委員（2人）

3 番	山田 康弘	7 番	河本 光晴
-----	-------	-----	-------
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名
 - 第2 議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第41号 農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について
議案第42号 非農地通知の対象とするものの決定について
議案第43号 西海農業振興地域整備計画に関する意見について

報告事項 農地転用許可不要案件届について
7. 事務局 事務局長：浦野 幸征 局長補佐：桑原 智徳 主事：松尾 亜美
8. 会議の概要

事務局 只今から令和6年西海市農業委員会第10回総会を開会いたします。
出席委員は在任委員19名中17名で定足数に達しておりますので総会は
成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則第6条の規定により、議長は
会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願い

いたします。

議 長　　これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長　　今回の議事録署名委員は、4 番：中尾 委員、5 番：大串 委員にお願いいたします。

議 長　　それでは議事に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから、氏名を告げて発言をお願いします。

まず、議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局　　議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番を説明します。資料 3 頁は、今回 3 条申請があった 3 件の位置図です。資料 4 頁が 1 番の議案書ですが、最下段の、『自宅から徒歩 5 分以内』を『自宅から車で 10 分』に訂正願います。訂正分は、データで送信済みです。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。申請事由の詳細については、下段の中ほどに記載していますが、譲り渡し人が、相続登記を行う際、今回の申請地が譲り受け人のハウス栽培用地の一部となっていることが判明したため、双方協議の上、贈与により所有権を移転することで合意したものです。譲り受け人は、伯父から付近一帯の農地の贈与を受け、ハウス栽培を行っていますが、この申請地がハウス栽培用地の一部となった経緯については、不明です。

関係資料は、3 頁から 9 頁までで、3 頁に位置図、4 頁が議案書で、5 頁に付近近況図、6 頁に字図、7 頁・8 頁に現況写真、9・10 頁に航空写真を添付しています。6 頁の字図で、黄色に塗られているところ、また、10 頁の航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅から車で 10 分ほどのところにあり、ハウスみかんを栽培しています。

今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長　　ただいま説明がありました議案第 39 号の 1 番につきまして、11 番

委員、補足説明をお願いします。

11番 11番委員です10月21日に、譲り受け人と現場を確認しました。その後、譲り渡し人は静岡県にお住まいですので、電話で連絡をとりました。譲り渡し人は、8月の第8回の総会でも、非農地の申し出をしている方です。今事務局から説明があったとおり、譲り受け人は亡くなった伯父さんから、ミカン畑や田んぼなど、もろもろを引き継いで経営を行っています。双方の先代がすでに亡くなっているため、貸し借りの契約や書面は確認できませんが、今回の申請地にも、何年も前からハウスを建てて、ミカンのハウス栽培を行っています。現地の写真を見てわかるとおり、木も結構大きくなって、長年栽培しているということが見てとれると思います。譲り渡し人は、今後地元に戻って来ることもなく、長年使ってもらっているし、有効に土地を活用してもらいたいということもあり、今回贈与により所有権を移転することで、話がついているようです。以上です。

議長 ただ今、議案第39号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第39号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 続きまして、議案第39号の2番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 2番について説明します。議案書は11頁です。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。申請事由は、譲り渡し人は後継のことを考慮し、土地の処分を検討していたところ、譲り受け人から申し出があり、売買することとなったもの、となっています。譲り受け人は、申請地に隣接する住宅を借りて既に移住しており、本件許可があり次第、本件申請地と一体的に購入を予定しています。農地法第3条の許可申請の関係資料は、3頁及び11頁から19頁までで、3頁に位置図、11頁が議案書で、12頁に付近近況図、13頁に字図、14頁から17頁に現況写真、

18 頁に作付計画図、19 頁に航空写真を添付しています。13 頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地です。19 頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は、譲り受け人の自宅に隣接しており、18 頁の作付計画図のとおり、キウイ・みかんの他、花シバ・榊・しきみ等を栽培予定です。

今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は、以上です。

議 長 　　ただいま説明がありました議案第 39 号の 2 番につきまして、8 番委員、補足説明をお願いします。

8 番 　　8 番委員です。10 月 20 日に地元推進委員と、譲り受け人のご主人と 3 人で現地を確認しました。譲り渡し人につきましては、家が近所ということもあり、前もって話を聞いていました。譲り受け人は、ここに来る前は、多以良の平倉地区にお住まいで、ご主人は会社勤めをしていましたが、家を購入したいということで探していたところ、もともと知り合いであった譲り渡し人と、たまたま話が合い、購入に至ったということです。申請地の、自宅の前にあたる場所に広い土地がありますが、ここには以前にお住まいの方が、キウイとかミカンを植えていまして、これをさらに広げてみたいという話でした。また別の場所にはしきみ等を順次栽培して、耕作範囲を広げていきたいというお話でした。以上です。よろしくをお願いします。

議 長 　　ただ今、議案第 39 号の 2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

17 番 　　17 番委員です。13 頁の字図を見ますと、申請地の周囲に譲り渡し人名義の原野等が複数ありますが、これらも一緒に購入するということですか。農地ではないので議案に上がっていないだけですか。

事務局 　　事務局です。一体的に売り渡すということですので、申請地周辺の譲り渡し人名義の土地は、すべて含まれるものと判断します。字図上で宅地と表示されているところに、すでに譲り受け人は自宅としてお住まいだそうです。それで、これら原野等も含めて、一体的に売買するものと聞いております。

議 長 　　よろしいでしょうか。他にございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、議案第 39 号の 3 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第 39 号の 3 番を説明します。議案書は 20 頁で、申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は、議案書記載のとおりです。申請事由については、下段の中ほどに記載していますが、譲り渡し人と譲り受け人との財産分与により、申請地の所有権を移転するもの、となっています。離婚による財産分与と聞いています。譲り受け人は、伊万里市に在住で、申請書類等を確認したところ、27 頁の航空写真を見ていただければと思いますが、申請地 2 の北側に家屋があり、この建物が、寄宿舍と神社（伊万里市）の分院の建物となっています。この建物で、神社の信徒が、寄宿し、祈祷等を行っていますが、この建物に近接して、申請地が位置しています。

農地法第 3 条の許可申請の関係資料は、3 頁及び 20 頁から 27 頁までで、3 頁に位置図、20 頁が議案書で、21 頁に付近近況図、22 頁に字図、23 頁から 26 頁に現況写真、27 頁に航空写真を添付しています。22 頁の字図は、黄色に塗られているところが申請地です。27 頁の航空写真は、赤枠で囲まれた部分が申請地です。梅や桃を栽培予定です。

今回の申請は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました議案第 39 号の 3 番につきまして、16 番委員、補足説明をお願いします。

16 番 16 番委員です。10 月 20 日に地元推進委員と現地を確認してきました。立ち会いには担当行政書士に来ていただき、話を伺うことができました。譲り受け人は、神社の神主をしておられ、現地を見ますと、そこには広い敷地に大きな建物が建てられていました。27 頁の航空写真で言いますと申請地 2 の北側に、大きな建物が建てられており、見た感じは神社に見えないような建物ではありましたが、そこで信徒さんたちと文教活動をされいるようでした。この神社は伊万里にある神

社で、年に数十回ほど来て、信徒さんたちと周りの草払いをしたり、梅と桃を既に植えておられ、手入れをしたりして親睦を深めておられるそうです。そして、譲り渡し人とは離婚され、そして今回、財産分与により申請地の所有権を移転して、また、梅と桃を栽培したいということでした。以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 39 号の 3 番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第 39 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 3 番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第 40 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 　　議案第 40 号の 1 番について、説明いたします。28 頁の議案書をお願いします。物件の所在は、西彼町風早郷字下枇杷ノ首で、畑 1 筆 584 m²の申請となっています。使用貸し人・使用借りに関する事項は、議案書記載のとおりです。使用目的は「一般個人住宅」です。事由の詳細は、申請地に自己住宅を建築するもの、となっています。権利内容は「使用貸借権を 40 年設定」です。29 頁は位置図で、資料 30 頁は付近近況図です。黄色く塗られたところが今回の申請地です。添付資料は、29 頁から 39 頁までで、29 頁に位置図、30 頁に付近近況図、31 頁に字図、32 頁から 34 頁に現況写真、35 頁に航空写真、36 頁に被害防除計画書、37 頁に有効部分面積算定図、38 頁に平面配置図、39 頁に立面図を添付しております。37 頁に戻りまして、有効部分面積算定図ですが、黄色の部分有効部分の面積 420.47 m²で、緑部分が法面等の非有効部分の面積で 48.86 m²となっています。有効部分は、500 m²未満となっています。

36 頁の被害防除計画の内容ですが、現状のまま利用し、法面保護、防護柵を設ける。敷地の周囲にブロック塀を設置し、被害が無いようにする、となっています。また、排水等については、雨水は、敷地内の既存排水溝に接続注水する。汚水・生活雑排水は、下水につなぎ込む、となっています。周辺農地に係る営農条件に支障を生じさせない

ための措置としては、申請地周囲には被害の発生はない、となっております。35頁の航空写真からも判断できますが、周辺に農地はなく、宅地や山林・原野で区切られた10ha以下の第2種農地と判断します。事務局の説明は以上です。

議長 　　ただいま説明がありました議案第40号の1番につきまして、9番委員、補足説明をお願いします。

9番 　　9番委員です。10月19日に地元推進委員と現地の確認をいたしました。先ほど事務局からも説明がありましたが、32頁の写真を見ていただければ分かりますように、下に見えますのが、使用貸し人であり、使用借り人のお父さんの自宅であります。使用借り人はこのたび、この申請地に宅地を建設ということで申請をされていますが、現在お勤めをされており、沖縄から北松に転勤して来られた際に、1人息子さんということもあり、郷里というものを意識され、今回の申請になったということです。それで、当地もなかなか農地的には荒廃が進む状況ですが、こうやって若い方が住まいを構えれば、また別の意味で、活性化の起爆剤にもなるのではなかろうかと、地元推進委員と2人で語ったところです。現地確認の際、使用借り人のお母さんがおられ、いろいろ話を聞きましたところ、子供が帰ってきて、近くに住まいを構えるということで、ある意味、期待感を持ったお気持ちを聞くことができました。

申請地の雨水排水に関しても、対面がすぐ大村湾になっておりまして、雨水とかそういったものに関しましては、排水の環境として適しており、汚水に関しても、排水の基準に準じた処理が可能であろうと、地域の環境を判断してまいりました。以上、ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、議案第40号の1番について説明がありました。これより質疑に入ります。皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議長 　　無いようでしたら、本案について許可することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第40号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 続きますして、議案第 41 号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」を議題といたしますが、本案は、2 番委員、6 番委員、18 番委員におかれまして、本人または同居の親族が当事者となっている事案でありますので、農業委員会法第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議に参加できませんので、審議終了まで退席をお願いします。

《 2 番委員、6 番委員、18 番委員 退席 》

議 長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 初めに、今回要請分の 204 番から 207 番の 4 物件については、所有者死亡により、急遽取下げとなっています。修正後の議案を送信していますので、そちらをご参照ください。資料 40 頁をお願いします。議案第 40 号、農地中間管理事業における農用地利用集積等促進計画（案）の要請について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定に基づき、農地中間管理機構に対し、別紙のとおり、農用地利用集積等促進計画（案）を定めるよう要請することの可否について、判断を求める、となっています。資料は 41 頁から 67 頁までです。41 頁は、今回の要請分及び合意解約分の集計表となります。42 頁から 43 頁までが利用集積計画の合意解約の明細で、合意解約の理由としては、太田和地区及び天久保地区の基盤整備に関連するもの、並びに耕作者の都合により解約するもの、となっています。44 頁は、利用配分計画の合意解約の明細で、耕作者の都合により解約するもの、となっています。45 頁から 62 頁が、今回の要請する分で、修正後の内容は、出し手が 115 戸で、427 筆 403,426.75 m²、受け手が 4 戸で、8 筆 12,382 m²となっています。受け手がない筆は、長崎県農業振興公社が中間保有する分で、太田和及び天久保の基盤整備に該当する筆であります。受け手がある筆は、1 番から 4 番と 151 番から 154 番の計 8 筆で、2 番の 1 筆が今回新規であり、他の 7 筆は、再設定です。一覧表の最後の 62 頁にありますように、5 番から 199 番の 195 筆が太田和地区基盤整備事業、204 番から 207 番を除いた 200 番から 431 番の 228 筆が天久保地区基盤整備事業に係る物件です。63 頁以降が、今回の受け手、4 戸の農業の経営状況等の資料です。また 67 頁は 4 番の一部貸付にかかる資料です。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。

本案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の要件を満たしており特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 今回公社が受け手となっている物件については、補足説明不要ですが、対象者への配分がある物件について説明をお願いします。1番の補足説明を、9番委員をお願いします。

9 番 9番委員です。本来なら、7番委員が説明をするところですが、どうしても、本総会に出席できないということで、私に委託されましたので、その状況でご理解を頂きたいと思えます。10月23日の午後、借り主である6番委員立会いのもと、地元推進委員と7番委員で現状を確認したと聞いています。現地ではミカンを栽培されており、環境的にも非常によく、手入れをしておられると感じたということです。今後も継続して営農をされることで確認を取られたそうです。更新期間が10年となっていますが、それについては全く問題ないと判断されたとお聞きしています。以上、ご審議をお願いします。

議 長 続きまして、2番の補足説明を4番委員をお願いします。

4 番 4番委員です。10月21日に私と地元推進委員で現地確認をいたしました。当初借り受け人も一緒に現地確認して、話を聞く予定でしたが、なかなか時間が取れないということで22日に電話での確認となりました。借り受け人は一人で牛の肥育をしまして、現地の状況としては、牧草の種をまいていますが、牧草と雑草が混在してる状態でした。もともとここは田んぼで、ぬかるみ等もあるわけですが、借り主もそれを把握しており、その点については大丈夫ということでした。それと牧草を作るために、知人に探してもらって、話がついて今回の申請となっています。本人も意欲的に畜産に励んでいますので、よろしくをお願いします。以上です。

議 長 続きまして、3番と4番の補足説明を4番委員をお願いします。

4 番 4番委員です。10月19日に私と地元推進委員と借り受け人の3人で、現地を確認いたしました。出し手は80歳過ぎで、3年ほど前にご主人をなくされてからは、一人でミカン栽培をされていましたが、高齢のため、全体の半分も作りきれないということで、今回の借り受け人が、継続して管理するようになりました。双方同じ地区のミカン部会に所属しており、特に問題ないかと思えます。現況としてはですね、マルチ覆されており、品種としては北原早生と原口早生になります。ミカンの収穫時期に入り、色づき始めている状況で、順調に管理されているので、大丈夫かと思えます。以上です。

議 長 続きまして、151番から154番の補足説明を、10番委員をお願いします

ます。

10番 10番委員です。本来ですと18番委員が説明する予定でしたが、私が代理で説明いたします。10月21日に、18番委員と地元推進委員と3人で現地を確認してきました。ここは牧草を作っていますが、出し手は、長崎市在住で、もう農業をやるような状況ではなく、その方の実家が申請地のすぐ近くにありますが、もうそのご両親も畑をできるような状態ではないということで、長期間貸し借りがされて、今回は再契約となっています。前契約のときに、何もトラブルはなかったということで、また、再契約であると10年契約しても、まだ借り手は全然大丈夫だと思われまますので、ここで牧草を育てるということについては何も問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ただ今、議案第41号について、それぞれ説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議長 「異議なし」と認めます。よって、議案第41号「農地中間管理機構に対する農用地利用集積等促進計画（案）の要請について」につきましては、原案どおり要請することに決定いたします。

議長 2番委員、6番委員、18番委員、入室してください。

《2番委員、6番委員、18番委員 着席》

議長 続きまして、議案第42号「非農地通知の対象とするものの決定について」の申出分を議題といたしますが、本案は、9番委員本人が当事者となっている事案でありますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議に参加できませんので、審議終了まで退席をお願いします。

《9番委員 退席》

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 非農地の申出分について説明いたします。68頁をお願いします。物

件の所在は、西彼町平原郷字里平で登記地目は田となっておりますが、現況は宅地 1 筆 39 ㎡の 1 件です。資料につきましては、6 頁に位置図、70 頁に付近近況図、71 頁に字図、72 頁・73 頁に現況写真、74 頁に航空写真を添付しています。現況写真を見ていただければ分かりますが、道路部分に収用された残地部分の田んぼが今回の申出分となります。39 ㎡の狭小地であり、田としての利用価値はないもので、非農地としても特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議 長 それでは、申出分 1 番の補足説明を、6 番委員にお願いします。

6 番 6 番委員です。今説明がありましたとおり、9 番委員の自宅前ですが、これは数十年前、水田であった場所に道路が通って、ここだけ残ったということで、現地の写真を見てもお分かりだと思いますが、もうこれだけの状態で、農地としての利用価値がなく、非農地として認めてもよいと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 ただ今、議案第 42 号の申出分について説明がありました。これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 無いようでしたら、本案について決定することにご異議ございませんか。
《異議なしの声あり》

議 長 「異議なし」と認めます。よって、議案第 42 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の申出分 1 番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 9 番委員、入室してください。

《 9 番委員 着席 》

議 長 続きまして、議案第 42 号の同意分を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 非農地同意分の資料は、75 頁から 89 頁までです。今回は、9 月 18 日から 10 月 15 日まで受け付けた分を審議していただきます。1 番から 12 番までが、崎戸町の物件で 4 件・12 筆、13 番から 21 番までが、

大瀬戸町の物件で1件・9筆、22番と23番が、西海町の物件で1件・2筆で、合計6件23筆13,546㎡の申請となっています。資料につきましては、77頁に位置図、78頁から81頁に航空写真配置図、82頁から89頁までに航空写真を添付しています。詳細につきましては、議案書及び資料をご覧ください。

同意対象地は、全体にわたって、利用状況調査、航空写真等で判断するところ、雑木等が茂り山林・原野化しており、特に支障はないと判断いたしました。なお、農業者年金、贈与税、不動産取得税関係については事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局の説明は以上です。

議 長 　　ただ今、議案第42号の同意分について説明がありました。同意分については、補足説明はありませんので、これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することに異議ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第42号の同意分1番から23番につきましては、非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 　　続きまして、議案第43号「西海農業振興地域整備計画に関する意見について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

事務局 　　議案第43号「西海農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」説明します。資料は90頁です。議案第43号西海農業振興地域整備計画の変更に関する意見について、西海農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により意見を求められたので意見を求めます、となっています。資料91頁は、今回意見を求めれた農振の変更について、申請があった5件の位置図です。農用地からの除外に関するものが1番から4番の4件、編入に関するものが1件の合計5件です。次頁92頁は、除外の4件の一覧調書となっています。除外の1番を説明します。93頁です。変更しようとする土地の所在は、西海町横瀬郷字上ノ久保で、畑1筆462㎡の申請となっています。申請者及び土地の所有者は、調書のとおりで、変更の目的は、一般個人住宅の建築で、詳細の事由は、転用予定者は、現在本家に同居していたが、分家に伴い、市内に新居を建設するもので、今回、除外の申し出があったものです。添付資料につき

ましては、94 頁から 101 頁の資料をご覧ください。1 番の説明は以上です。

議 長 それでは、除外の 1 番の補足説明を、17 番委員にお願いします。

17 番 17 番委員です。説明にもありましたように、申請者は、次男であり、実家で暮らしていましたが、年齢的にも独立して家を建てるということになり、近くに道掛かりの良い土地があったので、ここに建てようということになったそうです。写真を見ても分かりますように、周囲には何軒か家が建っていますので、周りの方に相談をして、承諾を得て建てるようにしたそうです。この地区はもともと地滑り地帯で、下の方には、家を造れないということでしたが、今は立派な市道ができており、その市道沿いに土地がありましたので、家を建てたいという意向でした。場所的にも良いところで、問題もないと思います。以上です。

議 長 続きまして、除外の 2 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2 番を説明します。102 頁をお願いします。変更しようとする土地は、西彼町喰場郷字中ノ島の畑で、地積 867 m²のうち 482 m²を除外する申請となっています。申請者及び土地の所有者は、調書のとおりで、変更の目的は、一般個人住宅の建築で、詳細の事由は、現在居住している建物が老朽化し、同居の孫夫婦がこのまま生活するには不便なため、申請地に住宅を建築するため、除外を申し出るもの、となっています。108 頁が被害防除計画書です。盛土、切土は行わず、現状のまま利用するため、土砂の流出の恐れはない。雨水は自然流下で、汚水は合併浄化槽で処理し、最終的に水路に放流する。市役所建設課とも協議済みとなっております。また建物は平屋造りで、高さを加減するため、周辺農地に日照や通風等、悪影響を及ぼす恐れはない、となっています。また、104 頁の字図や 105 頁・106 頁の現況写真をご覧ください。周辺には、申請農地所有者のハウスがありますが、108 頁の被害防除計画書の一番下段に記載のとおり、隣接農地に被害等が生じた場合については、申請人の責において解決する、との事です。詳細は、102 頁から 109 頁の添付資料をご覧ください。2 番の説明は、以上です。

議 長 それでは、除外の 2 番の補足説明を、19 番委員にお願いします。

19 番 19 番委員です。先日、10 月 20 日に、地元推進委員 2 名と申請者と一緒に現地を確認いたしました。事務局から説明がありましたように、

建物の老朽化や、子どもさんが増えて手狭になったということもあり、申請地の一部に家を新築したいということでした。周囲は、申請者関係の土地だけであるということもあり、何ら問題はないと思います。以上です。

議 長 続きますして、除外の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 3番を説明します。110頁をお願いします。土地の所有者は、先程説明した2番と同一の人ですが、転用予定者が異なります。変更しようとする土地の所在は、西彼町喰場郷字中ノ島で、畑1筆395㎡を除外する申請となっています。申請者及び土地の所有者は、調書のとおりで、変更の目的は、一般個人住宅の建築で、詳細の事由は、現在居住している集合住宅が狭くなり、申請地に住宅を建築するため、除外を申し出るもの、となっています。117頁が被害防除計画書です。盛土、切土は行わず、現状のまま利用するため、土砂の流出の恐れはない。雨水は自然流下で、汚水は合併浄化槽で処理し、最終的に水路に放流する。市役所建設課とも協議済みとなっています。また建物は平屋造りで、高さを加減するため、周辺農地に日照や通風等、悪影響を及ぼす恐れはない、となっています。詳細は、111頁から118頁の添付資料をご覧ください。3番の説明は以上です。

議 長 それでは、除外の3番の補足説明を、19番委員をお願いします。

19番 19番委員です。先日、10月20日に、地元推進委員2名と土地所有者のお孫さんと一緒に現地を確認いたしました。このお孫さんは、転用予定者と義理の兄弟にあたるそうです。現地を確認しましたが、申請地は隣の宅地に隣接し、他の農地との関係でも隔っこに位置しているため、何ら問題はないものと判断して来ました。以上です。

議 長 続きますして、除外の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番を説明します。119頁をお願いします。変更しようとする土地は、西海町黒口郷字永田の畑で、地積1,010㎡のうち491㎡を除外する申請となっています。申請者及び土地の所有者は、調書のとおりで、変更の目的は、一般個人住宅の建築で、詳細の事由は、現在申請人の子は、アパートに居住していますが、子供の成長に伴い手狭となっていること、及び2年後には、本人も就農したいと考えていることから、通学・通勤に影響の少ない黒口地区内の遊休化している申請地に一般個人住宅を建築するため、除外を申し出るもの、となっています。125頁が被害防除計画書です。盛土、切土は行わず、現状のまま利用する。

申請地が、隣接農地より低いところに位置しているため、土砂の流出の恐れはない。雨水は水路に放流し、汚水は合併浄化槽で処理し、最終的に道路側溝に放流する。市役所建設課とも協議済みとなっております。申請地が、隣接農地より低い場所に位置するため、周辺農地に被害を発生する恐れはない、となっております。詳細は、120 頁から 126 頁の添付資料をご覧ください。除外 4 番の説明は以上です。

議 長 それでは、除外の 4 番の補足説明を、5 番委員にお願いします。

5 番 5 番委員です。先日 10 月 23 日に、申請者及び地元推進委員とで現地を確認いたしました。土地所有者は所用でいらっしゃいませんでしたが、電話で確認をいたしております。申請者は畜産を営んでおられ、事務局から説明がありましたように、子供さんが畜産の研修中で市外にお住まいです。それで就農をする予定であるということで、自宅の近くに住居を求めて建てたいということで、このような申請になっていきますので、どうか、審議のほどよろしく願います。以上です。

議 長 続きまして、編入の 1 番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 ここからは、農用地への編入になります。127 頁の調書のとおり、編入は 1 件の申請があります。128 頁をお願いします。変更しようとする土地の所在は、西彼町平原郷字里平で、畑 2 筆、815 m²と 1,613 m²で、合計 2,428 m²を編入する申請となっております。申請者及び土地の所有者は、調書のとおりで、変更目的は、果樹経営支援対策事業を活用するため、今回編入の申し出があったものです。詳細は、129 頁から 136 頁の資料をご覧ください。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは、編入の 1 番の補足説明を、9 番委員にお願いします。

9 番 9 番委員です。この件に関しましても、10 月 19 日に地元推進委員と現地を確認いたしました。申請者は 3 世代にわたりミカン栽培をされてきた家系で、80 年ぐらい前に、ミカンの苗を大村から購入して、市内の他地区に先んじて、栽培を始められ、大変苦労されたお話などを伺いました。今回は、現代のスマート農業に準じたスピードスプレーヤーでも入れることができ、かついろいろな管理を可能にするならば、やはりこういった再編事業に則って次世代のミカン作りを目指したいというようなことで、申請者さんもそういったことを申しておられて、やはり、自分としてもやはりこういった後継者が、ミカン栽培について自分の持論を持っておられるということは、非常にいいこと

だと思って帰ってまいりました。どうぞ、ご審議のほどよろしくお願
いいたします。以上です。

議 長 　　ただ今、議案第 43 号についてそれぞれ説明がありました。これより
質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 　　無いようでしたら、本案について「意見なし」とすることにご異議
ございませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 　　「異議なし」と認めます。よって、議案第 43 号「西海農業振興地域
整備計画に関する意見について」につきましては、「意見なし」とす
ることに決定いたします。

議 長 　　以上で、議案審議は終わります。次に報告事項について事務局お願
いします。

事務局 　　137 頁をお願いします。これは今回報告する、農地転用許可不要案
件の 2 件の位置図となっています。1 番の報告事項、農地転用許可不
要案件届について説明します。資料は 138 頁をお願いします。今回報
告する分は、令和 5 年 9 月の総会で一度報告した件ですが、今回工期
の変更がありましたので、再度届出書を提出してもらいましたので、
報告します。物件の所在は、西彼町鳥加郷字西ノ平で、地目は田、地
積は 624 m²です。そのうち 15 m²を利用面積としてます。目的は、携帯
電話無線局の設置で、工期が当初令和 6 年 3 月 31 日までであったもの
が、変更後は令和 6 年 11 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日に変更となっ
ています。

次に 2 番の報告事項、農地転用許可不要案件届について説明します。
資料は 148 頁をお願いします。物件の所在は、西海町面高郷字池ノ原
で、地目は畑、地積は 595 m²です。そのうち 140 m²を利用面積として
ます。目的は、利便性向上のため、農業用倉庫 100 m²と通路 40 m²を設
置するものです。地権者と申請者は親子です。以上で報告事項の説明
を終了します。

議 長 　　今の報告について、ご意見、質問等ございませんか。無いようでし
たら、その他みなさんから何かございませんか。

次回の総会は

日時 令和 6 年 11 月 25 日(月) 午後 2 時 00 分から

場所 大瀬戸コミュニティセンター 3階会議室

代理 これをもちまして令和6年西海市農業委員会第10回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

令和6年10月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人